平成２１年（フ）第１９１６号
横浜市鶴見区馬場２丁目４番30―105号
債務者　岡田　二郎
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９７４号
神奈川県大和市福田3759番地11　桜一番館402号
債務者　橋本　　博
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０３８号
横浜市鶴見区尻手３丁目７番２―301号
債務者　柴田　重行
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１０６号
横浜市南区高根町３丁目18番地　丸山荘201号
債務者　笹口　英義
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７号
静岡県富士市松岡1117番地の１　シティガール柚木206号、住民票上の前住所静岡県富士宮市中央町２番４号
債務者　清　　俊博
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１８５３号
神奈川県大和市桜森３丁目６番18号　レジデンスヤマグチ105号
債務者　勝部　　豊
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９９２号
横浜市鶴見区市場下町10番36号荒井荘
債務者　佐野　万純（旧姓本山）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７号
香川県善通寺市原田町266番地　竜川団地10号
債務者　堤　　宣明
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月22日午前11時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第８７２号
東京都福生市武蔵野台１丁目15番地10キャッスルマンション福生107号室
債務者　猪俣　君子（旧姓上條）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２４号
長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷1610番地、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町湯無田郷986番地９
債務者　太田　　香
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
長崎県佐世保市稲荷町30番14号
債務者　川村　啓二
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
長崎県佐世保市原分町282番地
債務者　上原　千城
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
熊本県球磨郡あさぎり町上西６番地
債務者　坂田　優子（旧姓白木）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第９６号
島根県出雲市佐田町須佐747番地３、住民票上の住所松江市上乃木八丁目10番７―101号フォーシーズン
債務者　長島　淑敬
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第９７号
島根県出雲市塩冶町950番地１　オーロラタウン206号室、住民票上の住所島根県出雲市塩冶町2119番地２　いちまつ荘３号
債務者　長谷川成美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部